

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公印省略)

マイナ保険証制度への完全移行に伴う資格確認書の交付について（通知）

日頃は、当共済組合業務に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日から組合員証・被扶養者証（青色・カード型）（以下、「組合員証等」という。）の新規発行が終了し、令和 7 年 12 月 2 日以降、組合員証等を提示しての医療機関等への受診が終了し、マイナ保険証を基本とした制度へ完全移行することとなります。

マイナ保険証制度への完全移行に伴い、マイナ保険証利用登録をしていない等の理由によりマイナ保険証を利用できない組合員および被扶養者のうち、資格確認書が交付されていない方に対し、資格確認書を一斉に交付します。

共済組合事務担当者におかれましては、下記内容について、休業中の組合員を含む所属組合員への周知を遺漏なきようお願いいたします。

御不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

記

1 資格確認書の交付について

(1) 送付物

①送付対象者リスト（所属所用）【別紙 1】

②資格確認書が同封されている窓あき封筒

※封筒には以下のものが同封されています。

(i) 資格確認書交付について【別紙 2】

(ii) 交付対象者の資格確認書

(iii) 臓器提供意思表示欄保護シール

(iv) ジェネリック医薬品希望カード

③受領証

(2) 発送予定日

令和 7 年 11 月 7 日（金）予定

※11 月第 2 週に所属所へ配付予定になります。

(3) 交付対象者

①令和 6 年 12 月 1 日以前に共済組合へ加入し、組合員証等を所持している方のうち、令和 7 年 10 月 1 日時点で、マイナ保険証利用登録を行っていない方

②令和 6 年 12 月 2 日以降に共済組合へ加入し、マイナ保険証利用登録をされていないことが共済組合で確認できている方

(4) 配付方法

資格確認書が届きましたら、送付対象者リストと送付している封筒に相違ないか確認いただき、組合員へ配付してください。相違ないことが確認できた場合は、同封の受領証を共済組合まで返送をお願いします。

なお、資格確認書については、組合員番号ごとでわけて、封詰めしております。

被扶養者の資格確認書については、各組合員の封筒に同封しております。

窓あき封筒には送付組合員の住所は記載されていないため、休職中等の組合員については、そのまま別封筒に入れて郵送もしくは中身を入れ替えて郵送してください。

(5) 資格喪失者、認定取消者の資格確認書が届いた場合

令和7年10月6日時点で提供されているマイナ保険証情報で交付対象者を確定しているため、配付対象外の方の資格確認書が届く場合があります。配付時点で、以下に該当する場合は、その旨を記載した付箋等を貼付し、対象外の方のみの資格確認書を共済組合まで返却してください。

- ①マイナ保険証の利用登録をした方（組合員から申告等があった場合）
- ②既に資格を喪失した方、（退職済の組合員、認定取消済の被扶養者等）
- ③婚姻等で氏名が変わった方

②、③について、共済組合への資格喪失、氏名変更等の届出を行っていない場合には、手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

(6) 他の所属所に異動した方の資格確認書が届いた場合

新たな所属所（現任校）がお分かりの場合は、新たな所属所と連絡を取り合ってください。また、新所属への転送に御協力をお願いします。

新たな所属所が不明な場合は、その旨を記載した付箋等を貼付し、資格確認書が封入された封筒ごと共済組合まで返却してください。

2 資格確認書が交付されなかった方について

今回、資格確認書が交付されなかった方は、マイナ保険証の利用登録済の方になります。医療機関等で受診される場合には、マイナ保険証等で受診してください。

なお、マイナ保険証利用登録済の方で、資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除が必要になります。解除を希望される場合は、「マイナ保険証利用登録解除申請書（様式8-13）」を提出してください。

（様式については支部ホームページ「各種様式ダウンロード」内に掲載しています。）

公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL:088-621-3176